

1 生き物の生息・生育環境を考えるにあたって

(1) 土地の特色

横浜は、郊外部に規模の大きな樹林地や農地が残されています。また、市街地の中に樹林地・農地がモザイク状に入り組んでおり、都市の暮らしのすぐそばで自然の営みを感じられることも、大きな特徴です。

一方、緑の大半は民有地であり、宅地化などにより、生き物の生息・生育環境である樹林地、農地の減少が続いています。また、土地所有者の高齢化など担い手不足により、維持管理が十分でないため、生き物の生息・生育環境が劣化している場所も多くあります。

(2) 都市計画制度

市域の約4分の1が市街化調整区域として指定されており、市街化が抑制されることにより自然環境が保全されてきました。しかし、市街化調整区域であっても、一定の条件のもとで開発が認められています。

また、市街化区域内にも、豊かな自然環境が残っていますが、原則として開発が認められるため、将来失われる可能性があります。

(3) 横浜みどりアップ計画

樹林地や農地、市街地における緑を守り、つくることは、多様な生き物の生息・生育環境を確保するために、重要な取組です。横浜市では、平成21年度からは、横浜みどり税を財源の一部に活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を推進してきました。さらに、これまでの取組の成果や課題、市民からの意見などを踏まえ、平成26年度以降に取り組む「横浜みどりアップ計画」を平成25年12月に策定し、取組を推進しています。

(4) 地球温暖化の影響

地球温暖化が原因と考えられている気候変動は、生物の生息・生育環境の損失につながり、生物多様性に大きな影響を与えることが危惧されています。気温上昇は、横浜市内の草木の開花時期や渡り鳥の生態にも影響を与えています。横浜市では、平成26年3月に「横浜市地球温暖化対策実行計画」を改定し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

コラム【地球温暖化と生物多様性】

2014（平成26）年3月25日～29日、横浜市において気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第38回総会及び第2作業部会第10回会合が開催されました。第2作業部会は、気候変動がもたらす悪影響と好影響、気候変動への適応のオプション、並びに気候変動に対する社会経済及び自然システムの脆弱性等についての評価を扱っています。



＜気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第38回総会＞

第2作業部会報告書によると、次のような生物多様性への影響が記載されています。

20世紀末と比べて気温が2度上がると、熱帯や温帯地域で小麦、米、トウモロコシの生産に負の影響が予測されています。3度以上では、南極やグリーンランドの氷床融解による海面上昇の危険性が高まり、グリーンランドの氷床が解けた場合、千年かけて7メートルの海面上昇を招くとされています。4度以上では、世界的な食料安全保障に大きな影響を与える可能性があることが記載されており、地球温暖化により起こり得る生物多様性等への影響が示されました。

これとは逆に、生物多様性の劣化が地球温暖化に影響を及ぼす側面もあります。森林をはじめとする生態系には二酸化炭素を吸収する力がありますが、森林面積の減少は止まっておらず、二酸化炭素を吸収する能力は徐々に下がっています。森林生態系の減少や劣化が地球温暖化を加速させることとなります。

2006（平成18）年に取りまとめられた気候変動が経済に及ぼす影響を示したスターン・レビュー「気候変動の経済学」では、森林減少の抑制が、「温室効果ガス排出量の削減における費用対効果の非常に高い方法である。」と述べているほか、生物多様性の保全等にもつながると指摘しています。生物多様性と地球温暖化は密接に関連するもので、一方の取組が別の相乗効果や付加価値をもたらすことにつながるため、取組を関連付けることが効果的といえます。

2 生息・生育環境と保全対策の現状と課題

(1) 陸域

ア 市街化調整区域

(ア) 生息・生育環境

緑の10大拠点を中心とした樹林地や農地などは、横浜における生き物の貴重な生息・生育地です。また、10大拠点の周辺地域は、バッファー（緩衝）的役割、生き物の移動範囲などを考慮すると重要な役割を有しています。

(イ) 保全対策

現在、横浜みどりアップ計画により、緑の10大拠点を中心とした地域について、特別緑地保全地区、市民の森、源流の森保存地区などの緑地保全制度の指定による保全を進めていますが、保全すべき樹林地は多く残っています。また、水田の保全が進められ、水稻作付面積の減少は鈍化傾向にあります。田園風景の見られる環境の保全が進められています。

また、指定・公開された土地を対象に、愛護会やボランティアなど市民力を活かした維持管理を進めるとともに、適切な維持のための支援制度も充実させています。一方で、地区指定がされていない場所は、墓地や福祉施設、駐車場、資材置き場などにより、生息環境が喪失しているケースがあります。

課題	保全が担保されていない場所をどのように保全していくか
----	----------------------------

イ 市街化区域

(ア) 生息・生育環境

市街化区域は、本来、都市化すべき区域として位置付けられていますが、場所によっては、市街化調整区域内の緑地や水辺と一体となって生き物の重要な生息・生育環境となっているところもあります。

また、公園の樹林地や池、街路樹、社寺林、河川、水路などは、私たちにとって身近な存在であり、かつ、生き物にとっても貴重な場所です。住宅地の庭などの民有地における緑についても、特に鳥や蝶などの昆虫にとって貴重な餌場や産卵地になりえるため、生き物のつながりをつくる場所として重要です。

都心部などは、郊外部と比べて規模の大きな緑環境は少ないものの、身近に様々な生き物を感じることができる場所の整備が進められています。

(イ) 保全対策

市街化区域内の樹林地や農地などについては、横浜みどりアップ計画による、特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区などの緑地保全制度の指定や、生産緑地地区制度により、着実に保全が進められています。また、建築物の新築・改築において一定の割合を緑化するよう義務づけた緑化地域制度が施行されています。

また、都心臨海部など自然資源が不足している地域でも、河川や海での取組、トンボに着目した工場敷地内の緑のネットワーク化、屋上緑化の取組などが展開されています。みなとみらい21地区での官民協働による生物多様性に配慮した開発や、山手地区では、緑化や観光地としても重要な位置にある土地を取得し、緑の広場整備を行っています。都心部への居住が進むなか、まちの魅力づくりの観点からも、生き物の生息・生育環境を創出することは重要なテーマです。



緑地保全制度の指定により保全された樹林地

課 題	公園内の樹林地や街路樹の活用、市街化調整区域のまとまりのある樹林地とのつながりをどのように保全していくか
	都心部などの地域で、生き物の生息・生育環境をいかに再生・創造していくか

【参考】平成21年緑被率調査結果

市街化区域		市街化調整区域		合計	
300 m ² 以上	10 m ² 以上	300 m ² 以上	10 m ² 以上	300 m ² 以上	10 m ² 以上
18.6%	26.8%	64.7%	68.3%	29.8%	36.8%

(2) 河川域

ア 河川

(ア) 生息・生育環境

下水道の普及拡大や事業所での排水規制指導などにより、水質汚濁が改善し、水質は向上して魚類、鳥類など多くの生き物が戻りつつあります。また、多自然川づくりも進んでおり、堤防敷地や河川の流路付近での植生の回復も見られます。しかし、外来種が増加傾向にあることが、生物相調査で報告されています。

一方、中小の河川では日常の水量が減少傾向にあり、生息・生育環境としては劣化している場所もあります。

(イ) 保全対策

水辺の維持管理については、河川管理者とともに水辺愛護会などの市民団体等による草刈や清掃などの活動が行われています。今後、堤防敷地内の生物多様性に配慮した取組・維持管理を行うことで、さらに生き物の生息・生育環境の回復を促すことができると考えられます。

一方で、不法投棄や屋外での洗剤の使用などによる汚染が課題となっており、マナーを守るための取組が必要となっています。

また、水量確保のために雨水浸透などの水循環再生の取組が必要です。

課 題	堤防敷地や流路において、どのようにして生物多様性に貢献する維持管理や再生事業を進めていくか
-----	---

イ 源流域と水路

(ア) 生息・生育環境

横浜は、小さな河川が多く、地形上の特色から源流域が多く存在しています。形状は、池から湿地帯まで、また管理区分も公園区域から民有地まで様々です。これらの源流域は、希少な生き物を含め、多くの生き物の貴重なすみかであり、保全していく必要があります。これら源流域では、水量が減少するなど生息・生育環境が劣化している場所もみられます。



源流域（氷取沢）

また、横浜には、水田から都市化が進行した地域が多くあり、こういった地域には、水路が点在しています。

水路は、源流域から周辺の湧水・雨水を集め、河川へつなぐ役割を担っています。水路の大半は、農業の近代化や都市化により、三面コンクリート構造となり、流量も減少し、生き物の生息・生育環境としては劣化しています。

(イ) 保全対策

源流域は、主に緑の10大拠点にあり、市街化区域にも点在していますが、その状況を十分に把握できていません。緑の10大拠点の中で、地区指定などにより保全が取り組まれているところもありますが、希少な生き物の存在が確認できる場合は、専門家の指導などにより適切な保全策が必要です。

水路では、水環境の回復が必要であり、生き物の生息・生育環境の回復を進めるとともに、健全な水循環の再生が必要です。

課 題	源流域の現状をまず把握し、保全策をどのように講じていくか 水路をどのように再生していくか
-----	---

(3) 海域

ア 海洋環境

(ア) 生息・生育環境

海域の水質は緩やかに改善する傾向にあり、有機汚濁の指標である COD や富栄養化の原因となる全窒素及び全リンについては、環境基準に適合する地点が増えてきました。一方で、海底には汚濁物質が溜まり、生き物の生息・生育環境としての改善は進んでいません。特に、夏季の海底付近は酸素が少ない状態となり、限られた種類の生き物しか生きられない環境になっています。海域では水質の改善だけでなく、底質環境の改善も含めた総合的な取組が必要となっています。

(イ) 保全対策

高度な下水処理システムの導入、合流式下水道からの未処理放流量の削減、事業所の規制指導などを進めています。

課題	「美しい横浜港」の実現に向けて、生き物の生息・生育環境の視点から海洋環境の改善をどのようにしていくか
-----------	--

イ 浅海域

(ア) 生息・生育環境

これまでの埋立事業により、浅海域は、あまり残されていません。残された浅海域には、ごみなどの投棄物があるなど決して良好な環境とはいえませんが、魚類、貝類、藻類など水生生物が生息・生育しています。

(イ) 保全対策

残された浅海域においては、市民団体や企業等によるアマモ場の再生や清掃活動などにより、水質浄化や生物多様性の再生が進められています。今後は、取組の拡大とともに、浅海域における生き物の再生に取り組んでいく必要があります。

課題	わずかに残る生き物豊かな浅海域の再生をどのように進めていくか
-----------	--------------------------------



山下公園（中区）



山下公園前の海中

コラム【生物多様性の主流化とは】

私たちが享受している大量生産・大量消費を基調とする生活は、生物多様性を脅かす大きな要因となっています。将来世代に豊かな生物多様性を引き継ぐために、国は、地方自治体や事業者等と連携して、国民が生物多様性に関する基本的な知識を得る機会を提供し、私たちの生活が生物多様性の恵みに支えられていることへの理解と、一人ひとりの主体的な行動を促す取組を進める必要があります。

生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が、国、地方自治体、事業者、NPO・NGO、国民などのさまざまな主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されることを「生物多様性の主流化」と呼んでいます。

「生物多様性国家戦略 第2章 第1節 生物多様性の主流化の推進」より

「節電」や「クールビズ」といった地球温暖化防止の取組は、オフィスや家庭等において今や当たり前のように取り組まれています。CO₂削減に向けた具体的な行動は、地球温暖化防止の国民運動として展開されていますが、生物多様性保全の取組は、地球温暖化防止の取組のように、社会で一般化する状況には至っていないといえます。

横浜市が平成26年度に実施した市民意識調査にある「関心のある環境問題・環境活動」では、地球温暖化や3Rの推進について関心のある問題としている市民が半数を上回るのに対し、「生物多様性の危機」を関心のある問題としている市民は約2割に留まっています。地球温暖化や3Rの推進と比較すると、生物多様性に関する市民理解は十分ではありません。

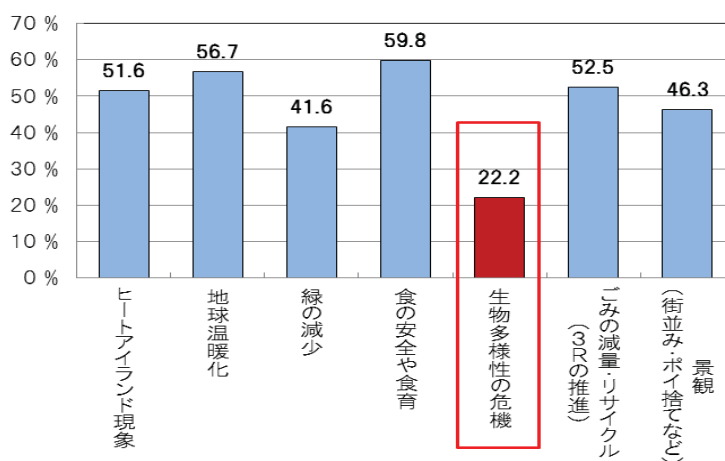


図 平成26年度「環境に関する市民意識調査」
「Q6. 関心のある環境問題や環境活動」(複数回答)

こうした現状から、直接的に生物多様性の保全に取り組むことだけではなく、体験を通じた環境教育や環境活動により生物多様性への理解を深め、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を国民運動として展開し、生物多様性に配慮した社会システムやライフスタイルへの転換を図っていく「生物多様性の主流化」を進める必要があります。